

今年度末63歳以上の方が 再就職する場合の年金関係手続

現在、年金が決定している方が、再就職するときの年金関係手続についてまとめました。



B先生

再就職（組合員資格取得）のとき

「年金受給権者再就職届書」の提出が必要です！

どうして提出するのですか？

公務員共済組合の年金が決定している方が再就職をした場合、再就職後の収入に応じて受給している年金額の一部または全部が支給停止になります（在職停止）。

そのような場合には「年金受給権者再就職届書」を提出することで、支給停止等の計算や事務処理が行われ、年金の過払いを防ぎます。

再就職後の収入を加味して、年金額を再計算するための届書なのね！



どのような人が提出するのですか？

公立学校共済組合の組合員資格を取得する方のうち、公務員共済組合から支給される年金が決定している方

例 臨時的任用（産休育休代替）で任用される方
再任用短時間→再任用フルタイムへ切り替わる方
※ただし日本年金機構、私立学校共済組合の年金証書のみをお持ちの方は、再就職届の提出は不要です。

具体的な手続方法等について

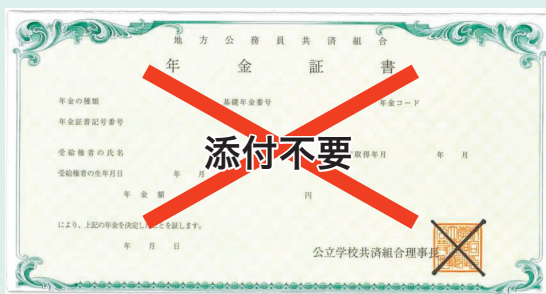
提出時期 資格取得の手続時（再就職時または任用の切り替え時）

提出書類 ・「年金受給権者再就職届書」（様式は各所属所にあります。）

提出先 お勤め先の所属へご提出ください。

※年金請求をされていない方は、送付済の請求書により請求手続を行ってください。

令和3年4月から年金証書の添付は不要になりました。



問合せ先

給付貸付課年金担当

☎ 03-5320-6828